

# 宮崎県畜産協会経営支援事業実施要領

平成 18 年 10 月 1 日  
公益社団法人宮崎県畜産協会

## 第1 趣旨

公益社団法人宮崎県畜産協会は、宮崎県内の畜産経営体に対する経営分析の効率化を図り、個別指導・支援のスピードアップおよび対象者の拡大と継続的かつ効果的な経営改善を支援すると共に、関係指導機関との連携により地域指導の充実を図ることで、本県畜産経営の一層の安定・発展に資する。

## 第2 事業実施主体

この事業の実施主体は、公益社団法人宮崎県畜産協会(以下「協会」という。)とする。

## 第3 事業の目的

この事業は、協会が独自に構築した畜種毎の経営分析システムを用いて、協会や関係機関が管理する畜産のデータを集約し、これを集計・分析するとともに、自経営の実績点検を行うために、分析を希望する経営体(以下「契約農家」という。)へ分析帳票を提供する。このことにより、契約農家の生産性と経営力の向上を図り、さらに、農家指導を行う関係機関と情報を共有することで、早期の課題抽出及び解決に導くことを目的とする。

## 第4 事業の実施

本事業は、以下のとおり実施するものとする。

- 1 契約農家は、この事業に係る個人情報の利用に同意することを含む畜種毎の契約書(別紙様式)を、協会、JA 等と締結するものとする。
- 2 契約農家は、協会長が飼養規模等により定める畜種毎の事業負担金(別表)を、協会に納付するものとする。
- 3 事業負担金は、毎年度協会が発行する請求書により、JA 等が取りまとめの上、指定口座に払い込むものとする。
- 4 この事業による分析帳票は、原則として、生産技術分析は年1回以上、経営収支を含む経済分析は年1回、契約農家及び JA 等に対しフィードバックするものとし、その詳細は畜種毎に別表に定める。
- 5 フィードバックされた分析帳票は、契約農家自らが経営内容を客観的に把握するための情報として活用し、また、契約農家の了解を得たものについては JA 等指導機関による農家指導のバックデータとして活用するものとする。
- 6 本事業への加入促進および地域指導活性化のため、畜種毎に生産技術分析の概要版(産地分析帳票)を、無償で提供することができるものとする。ただし、対象農家または JA の了解を得たものに限る。

- 7 契約の期間は4月から3月末日までとし、契約農家から協会へ契約解除の申出がない場合は、契約の期間を1年間延長する。なお、契約解除を希望する場合は、契約解除する年の4月末日までに協会へ申し出るものとする。

## 第5 遵守事項

本事業の契約を行った3者(酪農及び肉用牛肥育については4者)は、本事業の主旨を理解し、協力して事業の円滑な推進に努めるものとする。

## 第6 守秘義務

協会およびJA等関係機関は、本事業により知り得た個人情報・分析結果の内容等を善良な管理者の注意をもって管理し、本要領の趣旨以外に使用してはならず、契約農家及び各種データ管理者の許可無く第三者に開示または漏洩しないなど守秘に努めなければならない。

## 第7 個人情報の取扱い

協会およびJA等関係機関は、個人情報の取扱いにあたり、下記事項を遵守するものとする。

- 1 「個人情報の保護に関する法律」を遵守すること。
- 2 協会およびJA等関係機関は、取扱う個人情報の漏えい、盗用、盗難、紛失、滅失、毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 協会は、本事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることが判明したときは、速やかに契約農家およびJA等関係機関へ報告しなければならない。

## 第8 損害賠償

協会は、本要領に定める義務を履行しないために契約農家に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### 附 則

- 1 この要領の制定・改廃は協会長が決定する。
- 2 この要領は平成18年度の事業より適用する。
- 3 この要領は令和4年4月1日より適用する。
- 4 宮崎県畜産会肉用牛経営支援事業実施要領(平成16年6月1日付)および宮崎県畜産会経営支援事業実施要領(平成17年7月1日付)は、廃止する。
- 5 この要領は令和5年9月1日より適用する。
- 6 この要領は令和6年7月1日より適用する。

(別表)

畜種	分析区分	フィードバック回数	参加負担金(年度)	備考
肉用牛 繁殖	生産技術分析	年2回 ただし経営体からの申し出に より随時発行も可能とする	分析する年の1月1日飼養成雌牛(経産牛・未経産牛 の合計)頭数が、 9頭以下は 2,000円 10頭から29頭は 3,000円 30頭から49頭は 4,000円 50頭から99頭は 6,000円 100頭以上は 9,000円	平成16年度より 有料化
酪農	生産技術および 経済分析	年2回	一律 6,000円 ただし、半額は宮崎県経済農業協同組合連合会によ る助成。	平成19年度より 有料化
肉用牛 肥育	生産技術および 経済分析	年1回	—	分析システム完 成までのテスト期 間は無料とする

(様式1 肉用牛繁殖)

## 肉用牛経営支援事業実施契約書

公益社団法人宮崎県畜産協会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）と宮崎県農業協同組合（以下「丙」という。）は、宮崎県畜産協会経営支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、肉用牛経営支援事業の実施について、次のとおり契約する。

（情報の利用）

第1条 乙は、肉用子牛価格安定制度等により整備された乙に関わる肉用牛生産に関わる情報を甲がこの事業に活用することに同意し、甲は、情報を活用して乙に係る経営分析を行い、乙及び乙の所属する農業協同組合（以下「丙」という。）に提供するものとする。

（情報の管理）

第2条 甲及び丙は、乙の許可なく乙に係る経営分析の情報を第3者等に提供したり、使用させてはならない。

（事業負担金）

第3条 乙は、甲がこの事業の推進に要する経費として要領に定める事業負担金を甲に支払うものとする。

なお、事業負担金の対象となる飼養頭数は、宮崎県和牛情報データベースに登録されている繁殖牛のうち、分析可能な分析対象年の期首成雌牛飼養頭数とする。

第4条 丙は、甲の請求により乙の負担金を管内でとりまとめ、甲に支払うものとする。

（契約の期間）

第5条 この契約の期間は4月から3月の1年間とする。なお、甲又は乙の一方から契約の解除の申し出がなかった場合は、契約の期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（契約の解除等）

第6条 この契約の期間中において、甲又は乙の一方から契約の解除の申し出があった場合は契約を解除するものとする。

第7条 この契約が年度途中で解除された場合においても、甲に納入された事業負担金は返還しない。

第8条 乙は、この契約を解除する場合は、解除する年の4月末日までに甲に申し出るものとする。

（疑義の解決）

第9条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、実施要領に拠るほか、甲乙丙協議の上、解決するものとする。

本契約書は甲が保有し、その写しを乙及び丙が各々保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎市広島1丁目13番10号  
公益社団法人 宮崎県畜産協会 会長

印

乙 生産者等 住 所  
氏 名

印

丙 所属JA 住 所  
名 称

代表者名

印

(様式2 酪農)

## 酪農経営支援事業実施契約書

公益社団法人宮崎県畜産協会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）と宮崎県農業協同組合（以下「丙」という。）と宮崎県経済農業協同組合連合会（以下「丁」という。）は、宮崎県畜産協会経営支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく事業の実施について、次のとおり契約する。

### （情報の利用）

第1条 乙は、乙に関わる酪農生産の情報を甲がこの事業に活用することに同意し、甲は、これらの情報を活用して乙に係る経営分析を行い、その結果を乙、丙及び丁に提供するものとする。

第2条 丙は、乙の経営分析に必要な以下のデータを、宮崎県農協情報センター（宮崎県農業協同組合都城地区本部）を通じて、甲に提供するものとする。

- (1) 現金出納、飼料代、乳代精算、子牛および経産牛の月毎データ
- (2) 青色申告損益計算書

第3条 丁は、乙の経営分析に必要な以下のデータを甲に提供するものとする。

- (1) 飼養頭数および乳価試算表

第4条 甲は、経営分析に必要な牛群検定データを全国システムより収集するものとする。

### （情報の管理）

第5条 甲、丙及び丁は、乙の許可なく乙に係る経営分析の情報を第3者等に提供又は使用させてはならない。

### （事業負担金）

第6条 乙は、甲がこの事業の推進に要する経費として実施要領に定める事業負担金の1/2相当額を甲に支払うものとする。

第7条 丙は、甲の請求により乙の負担金を管内でとりまとめ、甲に支払うものとする。

第8条 丁は、この事業の推進に要する経費として実施要領に定める事業負担金の1/2相当額を助成金として甲に支払うものとする。

### （契約の期間）

第9条 この契約の期間は4月から3月の1年間とする。なお、甲又は乙の一方から契約の解除の申し出がなかった場合は、契約の期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

### （契約の解除等）

第10条 この契約の期間中において、甲又は乙の一方から契約の解除の申し出があった場合は契約を解除するものとする。

第11条 この契約が年度途中で解除された場合においても、甲に納入された事業負担金は返還しない。

第12条 乙は、この契約を解除する場合は、解除する年の4月末日までに甲に申し出るものとする。

(疑義の解決)

第13条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、実施要領に拠るほか、甲乙丙丁協議の上、解決するものとする。

本契約書は甲が保有し、その写しを乙、丙及び丁各々保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎市広島1丁目13番10号  
公益社団法人 宮崎県畜産協会 会長 印

乙 生産者等 住 所  
氏 名 印

丙 所属JA 住 所  
名 称  
代表者名 印

丁 宮崎市霧島1丁目1番地  
宮崎県経済農業協同組合連合会 会長 印

注 乙が宮崎県農業協同組合都城地区本部の生産者の場合には、第2条のデータ提供者は宮崎県農業協同組合都城地区本部とする。

(様式3 肉用牛肥育)

## 肉用牛肥育経営支援事業実施契約書

公益社団法人宮崎県畜産協会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）と宮崎県農業協同組合（以下「丙」という。）と宮崎県経済農業協同組合連合会（以下「丁」という。）は、宮崎県畜産協会経営支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく事業の実施について、次のとおり契約する。

### （情報の利用）

第1条 乙は、乙に関わる肉用牛生産の情報を甲がこの事業に活用することに同意し、甲は、これらの情報を活用して乙に係る経営分析を行い、その結果を乙、丙及び丁に提供するものとする。

第2条 丙は、乙の経営分析に必要な以下のデータを、宮崎県農協情報センター（宮崎県農業協同組合都城地区本部）を通じて、甲に提供するものとする。

- (1) 現金出納データ、飼料購買データ
- (2) 青色申告損益計算書

第3条 丁は、乙の経営分析に必要な以下のデータを、宮崎県農協情報センター（宮崎県農業協同組合都城地区本部）を通じて、甲に提供するものとする。

- (1) 肉牛販売データ

### （情報の管理）

第4条 甲、丙及び丁は、乙の許可なく乙に係る経営分析の情報を第三者等に提供又は使用させてはならない。

### （事業負担金）

第5条 本事業の普及を促進するため、当面の間、本事業に係る経費は甲が負担するものとする。なお、この期間を終了しようとするときは、甲は終了日及び要領に定める事業負担金の額を乙、丙及び丁に事前に通知するものとする。

第6条 丙は、甲の請求により乙の負担金を管内でとりまとめ、甲に支払うものとする。

### （契約の期間）

第7条 この契約の期間は4月から3月の1年間とする。なお、甲又は乙の一方から契約の解除の申し出がなかった場合は、契約の期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

### （契約の解除等）

第8条 この契約の期間中において、甲又は乙の一方から契約の解除の申し出があった場合は契約を解除するものとする。

第9条 乙は、この契約を解除する場合は、解除する年の4月末日までに甲に申し出るものとする。

### （疑義の解決）

第10条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、実施要領に拠るほか、甲乙丙丁協議の上、解決するものとする。

本契約書は甲が保有し、その写しを乙、丙及び丁各々保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎市広島1丁目13番10号  
公益社団法人 宮崎県畜産協会 会長 印

乙 生産者等 住 所  
氏 名 印

丙 所属JA 住 所  
名 称  
代表者名 印

丁 宮崎市霧島1丁目1番地  
宮崎県経済農業協同組合連合会 会長 印

注 乙が宮崎県農業協同組合都城地区本部の生産者の場合には、第2条及び第3条のデータ提供者は宮崎県農業協同組合都城地区本部とする。